

ワンストップの総合相談支援体制

サシバのサっちゃん



令和元年 9 月 3 0 日

市貝町総合相談支援センター

【市貝町の現状】 (H31. 4)

人口 11,769人

65歳以上人口 3,338人

高齢化率 28.4%

生活保護受給率 7.76‰

障害者手帳所持者 543人

介護認定者

要支援 1・2 102人

要介護 1～5 426人



芝ざくら公園

総合相談支援センター設立までの経緯

【社会の状況】

- ・ 深刻な少子高齢化・人口減少
- ・ 認知症高齢者の増加 ・ 孤独死 ・ ごみがあふれている世帯
- ・ 高齢の親と障害を持つ子どもの複合世帯の問題
- ・ 障害（特に精神障害）を持つ人の増加・就労問題
- ・ 子どもの虐待 ・ 貧困

※ 平成26年度 地域福祉計画などの策定に取り掛かる

これまでの福祉施策

高齢者、障害者、子どもなど対象ごとに、
特有のニーズに対して専門的なサービスを提供

介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援制度など



現状課題

少子高齢化・人口減少、家庭・地域社会の変容などにより、
既存の縦割りのシステムでは対応が困難になってきている

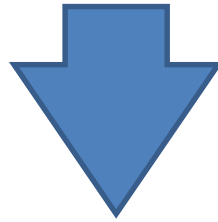
「地域福祉」「高齢者」「障害者」「子ども」

に関して策定する計画を一つにまとめ上げ

これまでの縦割りの福祉行政の制度や組織を地域生活の全体の視点から
横断的な関係に再編し総合的に対応することが必要

計画推進にむけて目指すこと

**高齢者や子どもたちも、障害者も含めて、多くの住民が交流し、
つながり、絆を深め住民同士が支えあていく地域づくり**



**専門家の助言を受けながら住民の手で
「地域福祉」「高齢者」「障害者」「子ども」各分野を総合した
計画策定委員会を立ち上げ**

町民へのアンケートを行い、地域福祉懇談会や学習会を開催



計画は実行すべきもの “絵に描いた餅にしない”

**PDCAサイクルに基づいた計画の進捗管理・評価を行い改善しより時代に
合った形で推進する体制を築いた**

平成27年3月 横断的一体的な福祉総合計画を策定

地域福祉計画

高齢者総合
保健福祉計画

障害者福祉計画

子ども・子育て
支援事業計画

「市貝町地域福祉総合計画」 H27～H32

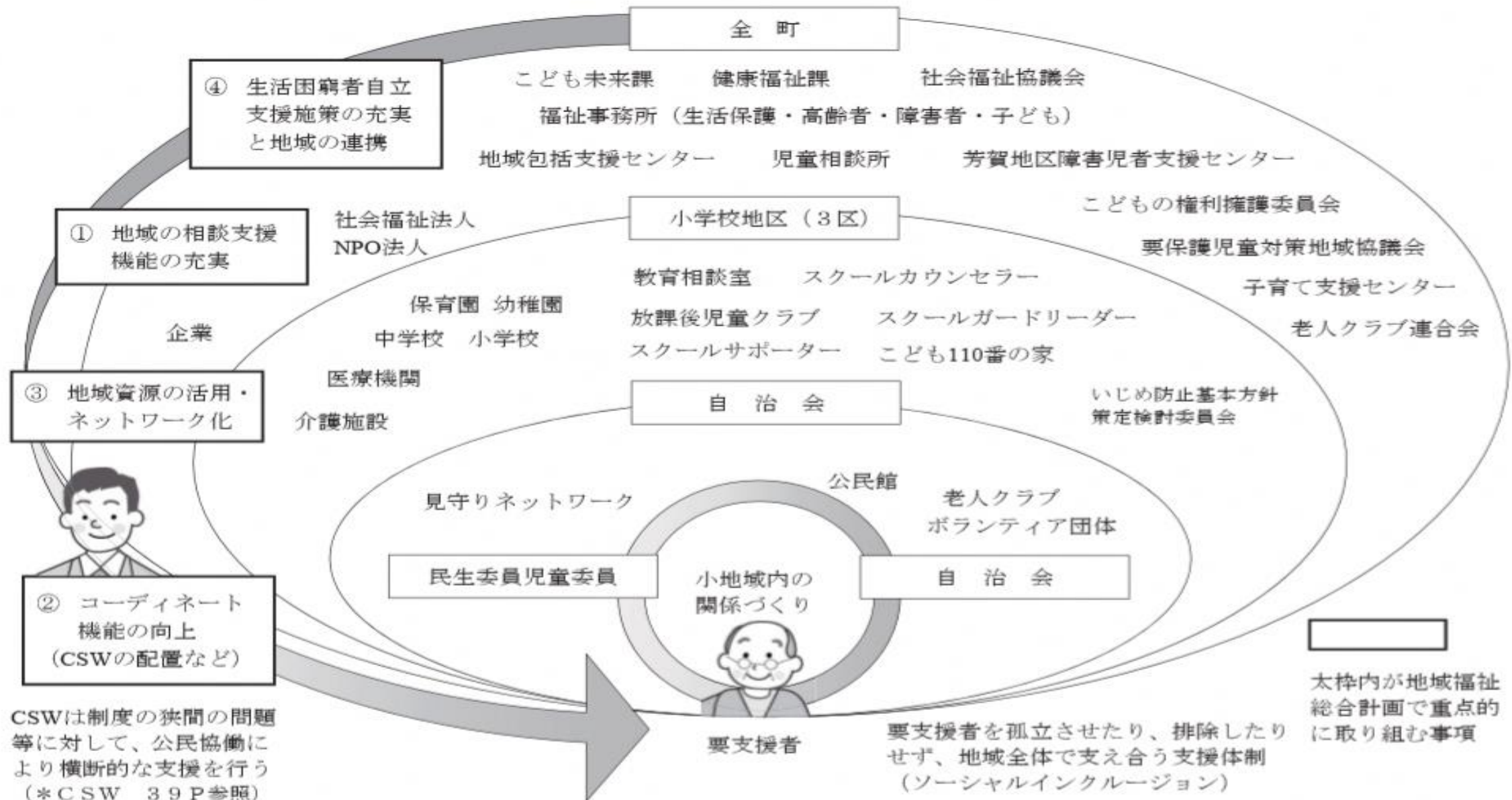
- ・ 相談、支援体制の整備
- ・ ボランティア活動の推進
- ・ 情報提供の充実
- ・ 地域資源の連携
- ・ 不足する福祉の開発

地域福祉計画の趣旨

ワンストップで対応できる総合相談窓口の設置
生活課題を把握し専門的に横につなげていくケアマネジメント

地域福祉推進の全体イメージ（めざす姿）

～要支援者を発見・見守り・適切なサービスへつなぐ セーフティネットの体制づくり～



既存の制度で拾えない制度の狭間にある生活課題の存在 複合的な課題を抱える家族の支援に動き出す

例えば

- ・ 高齢の親と働いていない独身の子が同居している世帯
（いわゆる「8050」）
- ・ 介護と育児を同時に抱える世帯
（いわゆる「ダブルケア」）
- ・ ひきこもりなど様々な複合的な課題に直面して生活が困窮している世帯
- ・ ごみがかたづけられない世帯
- ・ 認知症の家族が同居する世帯
- ・ 社会的に孤立する世帯の問題



課題解決にむけて計画の実行

それまで「制度の狭間」に陥った住民を支援する方策が町にはなく、町職員が買い物やゴミの整理ができない住民の支援を手さぐりで行っていた。専門の職員を配置するため、地域福祉のパートナーである社会福祉協議会に協力を求めた。

●平成27年4月～

「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」

補助率 1 / 2 を活用

社会福祉協議会にC S W
(コミュニティソーシャルワーカー) を配置

C S W (社会福祉士) が、既存制度のサービスメニューでは充足できない福祉ニーズに対応するため、地域で生活上の問題を抱える人や、その家族への支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備に乗り出す

「ごみ世帯問題」 「就労の場の開拓」 「家計の問題」 など

厚生労働省が平成27年9月公表

○「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

全世代・全対応型の地域包括支援体制の構築が打ち出された

平成28年6月閣議決定「ニッポン一億総活躍プラン」

○「地域共生社会の実現」が提唱される

※国全体として福祉の提供体制を見直す動きが活性化

○平成28年7月「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置

『制度の縦割りを超えてニーズを包括的に受け止め、支援する体制づくり』
の必要性



市貝町地域福祉計画で目指していることでは？
補助事業を活用した

「ワンストップで対応できる総合相談窓口」を検討
計画は実行すべき“絵に描いた餅にしない”

●平成28年10月～

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取り組み

「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」 補助率3/4 を活用

ふくし総合相談窓口を社協に設置（委託）

各専門職がばらばらに関わっているのでは福祉問題の解決は望めない

- ・福祉に関する初期相談を行う

「相談支援包括化推進員」（社会福祉士・精神保健福祉士）配置

⇒（丸ごと受け止める）

- ・アセスメント、関係機関への連絡調整

⇒（縦割りのサービスを横断的につなぐ役割）

- ・アウトリーチによる実態調査で早期にニーズをキャッチ

⇒（窓口に来ることができない人もいる）

⇒社協 CSW（生活困窮者支援事業）は継続して実施

- ・地域課題の在り方座談会
- ・出前福祉講座の開催 など

福祉に関する相談・支援を行う 「総合相談支援センター」設置に向けて

- 「いかにスムーズに福祉に関するあらゆる相談に対応でき、見立てをし、専門的なサービスにつなげられるか。」
- 「子どもからお年寄りまで福祉に関する初期の相談窓口」が最大のテーマ

開設にあたっての大きな2つの課題

- ・ 人員配置（職種）
誰を配置すれば良いのか
- ・ 設置場所
関係機関と連携しながら、どうすれば相談から申請までスムーズに行えるか



人員配置【H28年当時案】

・ 高齢者に対する支援者	⇒	地域包括支援センター (社会福祉士、主任ケアマネ、保健師)
・ 生活困窮者	⇒	生活困窮者自立支援員 (県派遣)
・ 精神障害者	⇒	精神保健福祉士 芳賀郡障害児者相談支援センター (4町共同設立)
・ 児童生徒・子育て	⇒	臨床心理士 スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー 子育て世代包括支援センター
・ 虐待対応	⇒	社会福祉士
・ 制度の狭間の支援	⇒	コミュニティーソーシャルワーカー (社会福祉協議会)
・ 行政関係の申請受付	⇒	町一般職員 (事務職)

人員配置【H29. 4. 1時点】

	役 職	所属（身分）	人件費科目
1	センター長	町	一般会計
2	地域包括支援センター・保健師	町	同上
3	地域包括支援センター・保健師	町・再任用職員	同上
4	地域包括支援センター・社会福祉士	町・嘱託職員	介護特会
5	地域包括支援センター・主任ケアマネ	町・嘱託職員	同上
6	スクールソーシャルワーカー (元教員)	町・嘱託職員	一般会計
7	相談支援包括化推進員 (精神保健福祉士)	社協・嘱託職員 (社協と協定書締結)	社協 (町からの委託・国庫補助)
8	相談支援包括化推進員 (社会福祉士)		

設置場所の選定

関係機関と連携しながら、どうすれば相談から申請までスムーズに行えるか

メリット	疑問点・デメリット
①役場庁舎内 ・「相談から申請」が最も迅速に出来る ・費用が最小に抑制できる	①役場庁舎内 ・スペースはあるのか ・事務職員は今まで通り相談に費やすのでは ・福祉センターとの連携性低下
②役場敷地内に新規建物 ・相談と事務が分離できる ・「相談と申請」が迅速	②役場敷地内に新規建物 ・建設費用。維持管理費 ・福祉センターとの連携性低下
③保健福祉センター内のスペース ・福祉センターとの連携強化	③保健福祉センター内のスペース ・申請時に役場に行かなくてはならない ・役場との連携性低下
④保健福祉センター敷地に新規建物 ・福祉センターとの連携強化	④保健福祉センター敷地に新規建物 ・建設費用。維持管理費 ・申請時に役場に行かなくてはならない ・役場との連携性低下

平成29年4月 総合相談支援センター開設

- ・ 子どもから高齢者まで、障害、介護など福祉に関する様々な「困りごと」「悩みごと」の初期段階での相談窓口 “たらい回しにしない”
- ・ 相談を受け問題を整理し必要に応じ関係機関につなぎ、つないだ後も連携し支援

○各分野の専門職が相談に応じる組織

- ①相談支援包括化推進員
- ②地域包括支援センター
- ③スクールソーシャルワーカー

○保健福祉センター内の他機関とも連携

- ①社会福祉協議会
- ②訪問看護ステーション
- ③障害児者相談支援センター



⇒社協の活動は生活困窮者に限らず地域の支援へと拡大しているため
「地域力強化推進事業」補助率 3/4 を委託
おもいやりサポーター（地域福祉協力員）設置 ゆるやかな見守りを実践

市貝町保健福祉センター

訪問看護ステーション

社会福祉協議会 TEL 68-3151 FAX 68-3553

芳賀郡障害児者相談支援センター

市貝町総合相談支援センター 運営8名 TEL 68-1132、81-3295 FAX 68-3553

こどもからお年寄りまで、本人やご家族から様々な相談をお受けする初期相談窓口です。

地域包括支援センター(4名)

保健師、主任ケアマネ、社会福祉士

1. 介護予防ケアマネジメント

①ケアプラン(主任ケアマネ) ②介護予防運動教室等(保健師)

2. 総合的相談事業

高齢者や家族、地域住民、ケアマネ等からの困難事例や、介護・福祉に関する相談に対する対応・支援

3. 権利擁護事業

①高齢者に対する虐待対応 ②成年後見人制度相談 ③高齢者の消費生活相談等

相談支援包括化推進員(2名)

社会福祉士、精神保健福祉士

社会的孤立者の掘り起こし、相談・支援

スクールソーシャルワーカー(1名)

問題を抱える子ども(幼児・児童・生徒)を取り巻く環境の改善や、保護者、教職員等への相談・支援・情報提供

- ・ スクールカウンセラー(県派遣)及び関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
- ・ 発達障害や不登校、虐待や家庭貧困等の相談、支援、手当等の制度紹介

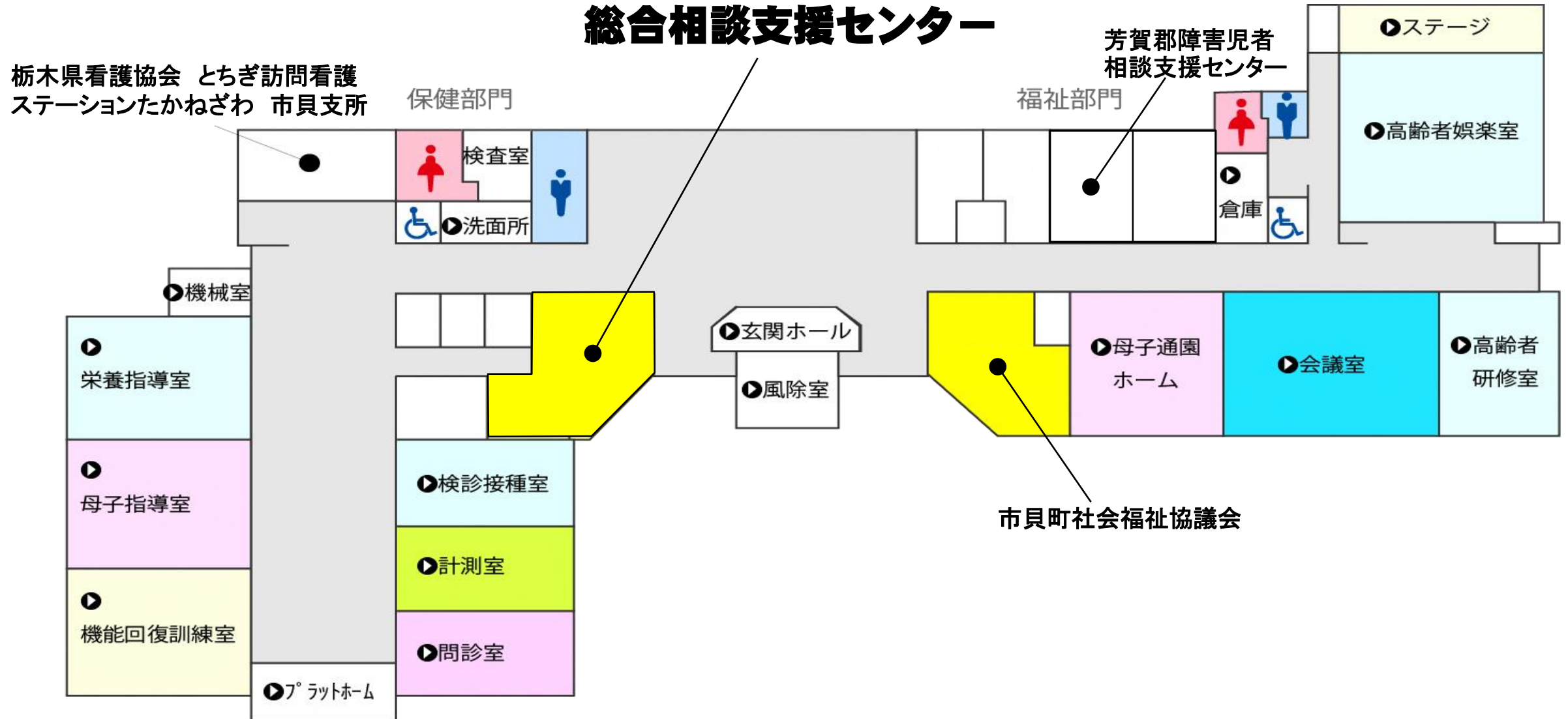
センター長

市貝町役場(健康福祉課、こども未来課)

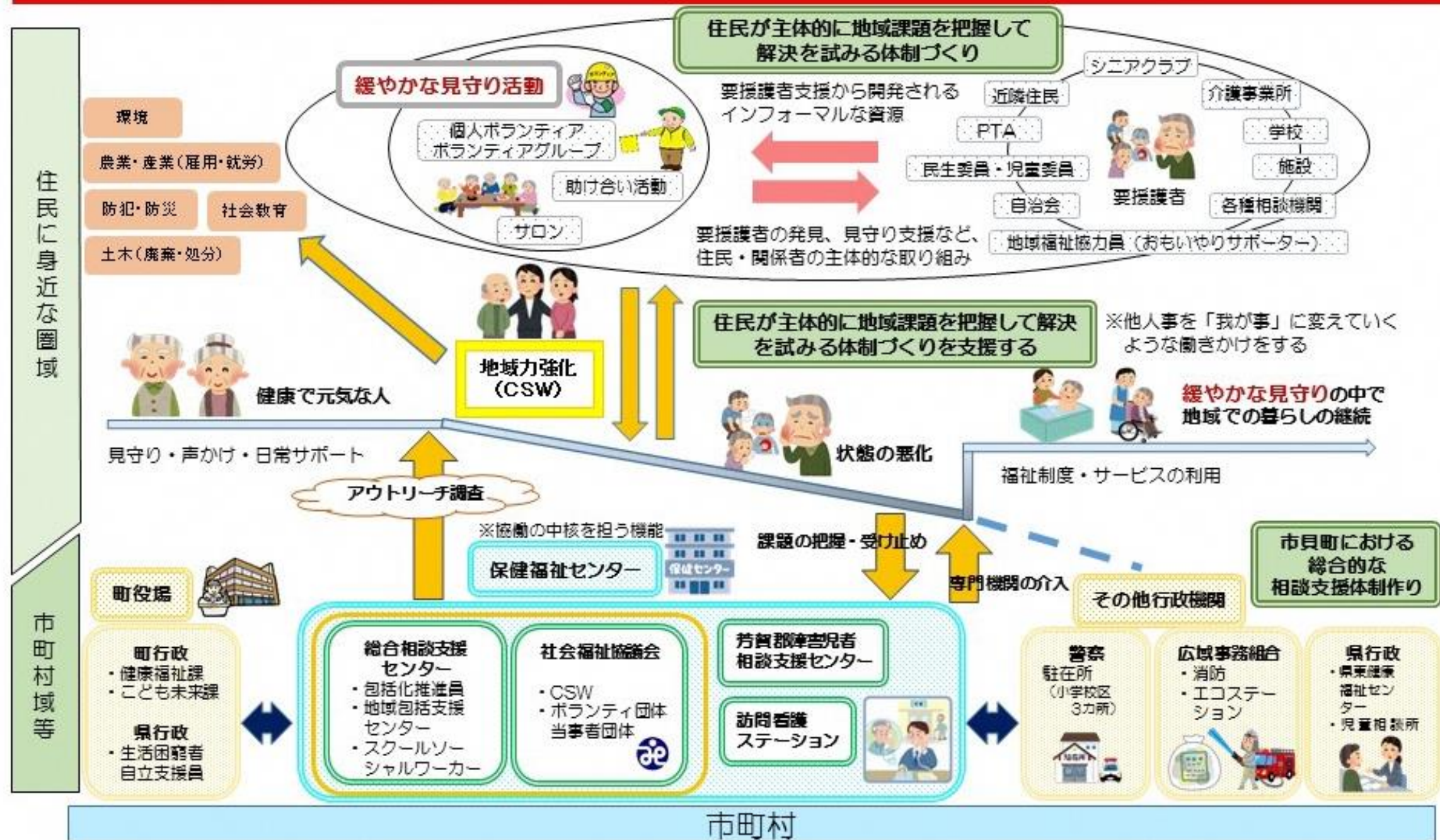
県東健康福祉センター、芳賀教育事務所、児童相談所、消費生活センター、医療機関、民生委員、警察(3駐在所)、消防.....等

様々な問題を抱える「地域住民」

保健福祉センターの配置



地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



市貝町地域福祉計画 基本理念

みんなで支えあい 地域の力でつくる 人にやさしいまち いちかい

丸ごと受け止める相談体制 × みんなで支えあう地域の力づくり

◎補助事業を活用した取組みで支援体制をつくる

相談支援包括化推進員



社協 C S W

平成30年度相談支援包括化推進員活動実績

○アウトリーチ（訪問支援）

介護保険未申請高齢者で80才以上の運動機能低下者229人中訪問208人調査

⇒課題の早期発見、ニーズキャッチ

○制度の狭間の方への支援54件

⇒複合世帯10件（90歳の親と60歳男性のひきこもりなど）

令和元年度

○訪問看護 S T 看護師と訪問調査（医療の見解から発見）

○多職種の会議の開催（個別支援や社会資源開発）

○商工会の資源マップ・見守り事業

共生社会を進めたらこんな問題が

- 8050世帯への支援
ひきこもり、就労、介護、生活困窮、健康状態、生活環境、虐待etc.
- 身寄りの無い高齢者の救急対応
金銭管理、緊急連絡先、退院後の生活支援、入院の準備、情報提供、生活保護、移動手段etc.
- 単身の身体・知的・精神障害者の支援
金銭管理、就労、介護、生活環境、ひきこもり、生活困窮、生活環境、通院etc.

共生社会に取り組んでいたから支援できた

複合問題、制度の狭間、一緒に考えながらの寄り添い支援、社会資源の開発etc.

それでも支援が必要な住民に対し、

多職種で連携しても解決できない課題が残ってしまう

高齢化、少子化、非正規化、過疎化など地域社会における課題が輻湊化しているため解決が追いついていない。

事業を実施してよかったこと

- ①縦割りでなく横につなげる意識改革
地域から相談のあった課題解決の仕組み たらい回しにしない
- ②アウトリーチの考え方「高齢者実態把握調査」
相談は待っていても来ない 対象者を早期発見・早期解決
- ③「制度の狭間」の人たちの支援
住民で地域課題を把握し、解決を試みる力
ごみ問題の片づけ 地域のゆるやかな見守り
- ④社会資源の創造・開発
学習会の実施、就労の場の開拓 など



課題

- ①総合相談支援センターと医療機関を核とした地域包括ケアシステム推進との連携
(医療・保健部門との連携等)
- ②防災:避難行動要支援者支援対策 (自主防災組織の発足等)
- ③財源確保
- ④多職種連携の考えにおける支援者の実戦経験不足
- ⑤その他:交通手段の確保、身寄りの無い人の支援

これまでの課題に対しての取組

アウトリーチによるニーズ把握

高齢者実態把握調査を実施

⇒移動が困難な高齢者が多く、買い物などのニーズを把握

⇒地元商店の訪問サービス(食材配達、電球交換など)があることを支援の中で発掘

⇒商工会に協力を依頼し、商店リストの作成中

社会資源の開発(社協)

進学に際し制服を購入できないという相談

⇒制服リサイクル事業を開始

制度の狭間への支援(社協)

ごみのあふれている世帯への支援

⇒民生委員やボランティアでの片付け支援

⇒地域の課題について住民が考える場として活用





ご清聴ありがとうございました

